

<資料1>

食品事業者EC化促進事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「食品事業者EC化促進事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して、必要な事項を定めるものです。

1 契約の種類

本契約は、公募型企画提案競技方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものです。

2 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

食品事業者EC化促進事業に係る業務 一式

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

(3) 募集する企画提案の内容

<資料2>食品事業者EC化促進事業業務委託仕様書のとおり

(4) 委託額の上限

17,333,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格に関する事項

参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者であり、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とします。

[参加資格の要件]

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 本業務の実施体制が確保されている又は事業開始までに確保される見込みであり、過去5年間のうちに本業務と類似の業務について実績を有する者であること。

- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、日本語で対応できる体制を整えていること。

4 企画提案競技手続き等に関する事項

(1) 担当課

秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課 食品工業チーム

住 所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎6階）

電 話 018-860-2224

E-Mail shokusan@pref.akita.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ（コンペ情報）」及び「食のあきた推進課」に掲載します。

【掲載書類】

<資料1> 食品事業者EC化促進事業業務委託企画提案競技実施要領（本書）

<資料2> 食品事業者EC化促進事業業務委託仕様書

【様式1号】 質問票

【様式2号】 企画提案競技参加資格確認申請書

【様式3号】 会社概要・類似業務受託実績

【様式4号】 参加資格確認申請共同提案者

【様式5号】 企画提案競技参加申込書

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付けます。

ア 受付期間 令和7年4月16日(水)午後5時まで

イ 受付場所 秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課（連絡先は上記4(1)を参照）

ウ 提出方法 【様式1号】質問票に簡潔に記入の上、電子メールで提出してください。

エ 回答方法 質問及び回答の内容を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

(4) 参加資格の確認

企画提案競技へ参加しようとする者は、次の書類により参加資格の確認を受けてください。

ア 提出書類

① 【様式2号】 企画提案競技参加資格確認申請書

② 【様式3号】 会社概要・類似業務受託実績

イ 提出先 上記4(1)に同じ

ウ 提出方法 電子メールで提出してください。

エ 提出期限 令和7年4月22日(火)午後5時まで

オ 確認結果 電子メールで通知します。

カ 留意事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ② 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- ③ 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は速やかに連絡してください。

(5) 審査書類の作成及び提出

ア 提出書類

① 企画提案書

様式は任意のもので構いません。サイズはA4判とし、仕様書の項目を網羅し15ページ以内（表紙・裏表紙除く）で作成してください。

② 見積書

企画提案書の事業を実施するための見積書と積算根拠を明らかにした見積り内訳を提出してください。なお、見積額が上記2(4)に記載の委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としません。

③ 賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料（※賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合のみ）

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

④ 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料（※女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合のみ）

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出 (※ 従業員数100人以下の企業に限る。)	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)

イ 提出先 上記4(1)に同じ

ウ 提出部数 6部及び電子データ(PDFファイル)

エ 提出期限 令和7年5月12日(月)午後5時(必着)

オ 留意事項

- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- ② 提出できる企画提案書は、1参加者1案とします。

- ③ 提出書類は差し換えや撤回することはできません。

5 受託候補者の審査方法等に関する事項

(1) 企画提案競技の審査方法

秋田県が設置する企画提案審査委員会において、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行います。

(2) 企画提案審査委員会

ア 開催時期 令和7年5月22日（木）（予定） ※日程等詳細は別途通知

イ 開催場所 秋田市内

ウ 実施方法等

- ① プレゼンテーションの時間は、原則1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とします。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合があります。
- ② 参加者が6者を超える場合には、委員会一次審査部会において、企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションを行います。なお、参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行いません。

(3) 受託候補者の決定

- ア** 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするのではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。
- イ** 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に電子メールで通知する。
- ウ** 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 審査項目、審査の視点及び配点

(1) 目的・期待する効果実現への期待度（10点）

業務目的を的確に理解し、仕様書に従った具体的で実現可能な内容で、目的成果の現れやすいものとなっているか。

(2) 提案のあった業務の内容が優れていること（60点）

- ・セミナー開催に係る提案内容が、発想や内容に優れ、参加者の確保が期待されるものであり、参加者にとって効果的かつ参加者同士の連携を促進する研修内容となっているか。
- ・コンサルタントによる伴走支援に係る提案内容が、発想や内容に優れ、支援対象事業者の状況に応じた解決策を提供する支援内容となっているか。

・ウェブ物産展（仮称）の実施・運営に係る提案内容が、発想や内容に優れ、消費者の興味を引くような訴求力の高いものとなっているか。また、セミナー参加者にとって、ウェブ物産展（仮称）への出店のメリットが高い企画となっているか。

・分析ツールで扱うデータについて、秋田県産食品の購買状況や顧客データ等、分析に役立つ情報が盛り込まれているか。

(3) 円滑な業務運営体制（20点）

・業務遂行能力について、提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。

・見積書について、積算単価や数量は妥当なものであり、提案内容との整合性はとれているか。

(4) 賃金水準の向上（5点）

賃金水準の向上に関する書類の提出

(5) 女性の活躍推進（5点）

女性の活躍推進に関する書類の提出

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、＜資料2＞食品事業者EC化促進事業業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、又は削除を行うことがある。

8 公正な企画提案競技の確保

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止します。

(2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。

(3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

9 その他

(1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属します。

(2) 提出された書類は返却しません。

- (3) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (5) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとします。
- (6) 本件企画提案に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとします。

【参考】スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 | 令和7年4月11日(金) |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和7年4月16日(水) 午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和7年4月18日(金) 午後5時まで |
| (4) 参加資格確認申請書の受付 | 令和7年4月22日(火) 午後5時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和7年4月25日(金) |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和7年5月12日(月) 午後5時まで |
| (7) 企画提案審査委員会 | 令和7年5月22日(木) (予定) |
| (8) 企画提案書審査結果の通知 | 令和7年5月26日(月) (予定) |
| (9) 契約締結 | 令和7年6月上旬(予定) |